

特定非営利活動法人権利擁護支援『ぷらっとほ一む』定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、その名称を特定非営利活動法人権利擁護支援『ぷらっとほ一む』といいます。ただし、法人登記上は、特定非営利活動法人 権利擁護支援・ぷらっとほ一むとします。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市におきます。

(目的)

第3条 この法人は、地域の民生委員、福祉行政経験者、生活援助者、ケアマネージャー、医師、弁護士、研究者及び地域福祉に熱意を有する人たちが中心となって、地域に在宅する高齢者や障害者或いは一人暮らしその他支援を要する人たちが、個人の尊厳を保持し、地域社会を構成する一員として、心身ともに健やかに日常生活を営むことができるように、権利の擁護を図り、福祉、保健及び医療などの公的サービスの享受を支援するとともに、その及ばない部分においても生活を支える活動を行い、もって地域性に立脚した地域福祉の推進を図ることを目的とします。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、単に法という）第2条別表に掲げる活動のうち、次ぎに掲げる活動を行います。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑤ 子どもの健全育成を図る活動

⑥ 消費者の保護を図る活動

⑦ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言
又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行います。

(1) 特定非営利活動に係る事業

ア 在宅の高齢者、障害者、一人暮らし及び支援を要するその他の人たちに
対して行う、次に掲げる支援事業

① 福祉、保健及び医療などの公的サービスに関する相談・カウンセリング

② 税金、社会保険料、公共料金及びその他各種の支払並びに年金、福祉
手当その他の受領に関する手続きを代理代行する事業

③ 病院への入院、老人ホーム等への入所時の身元保証及び入院・入所中
における支援事業

④ 預貯金の通帳、有価証券、不動産の権利証その他財産に関する証券等
を保管若しくは管理する事業

⑤ 長期不在の家屋及び郵便物等を保管及び管理する事業

イ 貧困や保護者の怠慢・無知によって放置され若しくは虐待を受けて福祉、
保健、医療及び教育に欠ける高齢者、障害者、児童及び保護者などから虐
待を受けている児童或いは障害などによって、心身の健全な発育の困難な
児童に関する相談・カウンセリング

ウ 配偶者や親族からの暴力、心の病或いは人生の終焉における悩みや心配
などについての相談・カウンセリング及びその生活を支援する事業

エ 前アないしウに掲げる人たちに対する権利の擁護、消費者保護など法的
解決を必要とする問題に関する法律支援をする事業

オ 成年後見制度に関する事業

カ 地域福祉の啓蒙をし、地域福祉のまちづくりをすすめ、地域の人材を活用してそのリーダーを養成し、リーダー間の交流を支援し、リーダーの起業及びその事業の継続を支援する事業

キ 地域福祉の企画、調査及び研究を行い、地域福祉事業を実施する公的機関及び他の団体との交流とネットワークづくりを推進する事業

(2) その他の事業

ア 不動産の売買、賃貸及び管理に関する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとします。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とします。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人又は団体

(3) 利用会員 この法人の目的に賛同し利用するために入会した個人

2 この法人は、正会員をもって法上の社員とします。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員（以下「正会員等」という。）として入会しようとする個人又は団体は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込みものとします。なお、利用会員の入会に必要な事項については、別に定めます。

2 理事長は、正会員等の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めなければなりません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければなりません。

(退会)

第9条 正会員等は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができます。なお、利用会員の退会については、別に定めます。

2、会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなします。

- ① 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- ② 会費を2年以上納入せず、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。

(除名)

第10条 正会員等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができます。但し、その正会員等に対し、議決前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しません。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置きます。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

- 2 理事及び監事は、総会において選出します。
- 3 理事のなかからその互選によって、次の役職者を選任します。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 2名以内
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはいけません。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはいけません。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括します。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたとき、その職務を代行します。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
- 4 監事は、次の職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所管庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見をのべること。

(任期)

第14条 役員任期は2年とします。ただし、再任を妨げません。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期

間とします。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、任期満了日の属する事業年度の前事業年度終了後、最初に開催される総会において、任期満了日前に後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するときまでを任期とし、また、任期満了日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を延長します。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができます。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

(1) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定めます。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とします。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成します。

2 賛助会員は、総会に出席し意見を述べることができます。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催します。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集します。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集します。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければなりません。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができません。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2 総会の議決事項は、この定款に定めるほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところとします。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできません。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

2 前項の場合における前2条及び第45条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなします。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次ぎに掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記しなければなりません）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければなりません。

第5章 理事会

（構成）

第28条 理事会は、理事をもって構成します。

（権能）

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次ぎに掲げる事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) この法人の運営のために必要な規則の制定と改廃
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催します。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集します。

2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければなりません。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長があたります。

(議決)

第33条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとします。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、理事長が別に定めます。

(会計の原則)

第36条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行ないます。この法人の経費は、資産をもって支弁します。

(会計の区分)

第36条の2 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とします。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければなりません。これを変更する場合も同様とします。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができます。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければなりません。

第39条 削除

(事業報告及び決算)

第40条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければなりません。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入をしようとするときは、総会の議決を経なければなりません。ただし、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金の場合はこの限りではありません。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第7章 事務局

(設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置きます。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置きます。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免します。

(書類及び帳簿の備置)

第44条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次ぎに掲げる書類を常に備えておかなければなりません。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければなりません。

(解散)

第46条 この法人は、次ぎに掲げる事由によって解散します。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁の設立認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければなりません。

(残余財産の処分)

第47条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した他の特定非営利活動法人又は社団法人若しくは財団法人に帰属させるものとします。

第9章 雑則

(公告)

第48条 この法人の公告は、官報により行います。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行います。

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めます。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとします。ただし設立初年度については、会費は免除することとします。

① 正会員

入会金	5,000円	会費年額	2,400円
-----	--------	------	--------

② 特別会員

入会金	5,000円	会費年額	2,400円
-----	--------	------	--------

- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次ぎに掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず2006年3月31日までとします。

- | | | | |
|---|----|----|---------|
| ① | 理事 | 氏名 | 糸 柳 元 英 |
| ② | 理事 | 氏名 | 高 橋 淳 |
| ③ | 理事 | 氏名 | 渡 部 勝 |
| ④ | 理事 | 氏名 | 高 田 浩 治 |
| ⑤ | 理事 | 氏名 | 原 京 子 |
| ⑥ | 理事 | 氏名 | 栗 山 巖 |
| ⑦ | 理事 | 氏名 | 丸 山 実 |
| ⑧ | 理事 | 氏名 | 篠 田 忠 昭 |
| ⑨ | 監事 | 氏名 | 鈴 村 由紀子 |
| ⑩ | 監事 | 氏名 | 福 島 康 高 |

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立の日から2006年3月31日までとします。

定款変更履歴

第34条、第38条第1項、第39条、第40条、第41条、第44条	平成24年5月26日から施行し、平成24年5月26日から適用
第20条、第45条	名古屋市長の認証を受けた日（平成24年9月14日）から施行
第5条、第36条の2	名古屋市長の認証を受けた日（平成26年6月11日）から施行
第12条第1項・第3項、第48条	平成29年6月3日から施行し、平成29年6月3日から適用
第2条、第14条、第20条、第29条、第37条、第39条	名古屋市長の認証を受けた日（令和3年9月14日）から施行
第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第19条、第20条、第22条、第29条	名古屋市長の認証を受けた日（令和4年9月27日）から施行

上記は、当法人の定款に相違ない。

令和4年9月30日

特定非営利活動法人権利擁護支援・ぷらっとほーむ
理事 富田 哲生